

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第14号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(貸付料の額) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する者が使用する場合の貸付料の額は、同項に規定する額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。 <u>ただし、知事が公益上その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	(貸付料の額) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する者が使用する場合の貸付料の額は、同項に規定する額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。